

設 計 書 (公 示 用)

役務名 準用河川新川西川河道計画補足検討業務

令和8年7月 単価適用

札幌市下水道河川局事業推進部

位置図



役務名

準用河川新川西川河道計画補足検討業務

役 務 説 明

1. 役務の概要

本業務は準用河川新川西川について、過年度の高水流出解析結果を基に計画高水位、法線、川幅、縦横断形等の河道計画の検討を行うものである。
また、河川整備に係る経済効果を把握するため、新たな河道計画を元に治水経済調査を併せて行うものである。

測量業務	一式
河道計画	一式
洪水浸水想定区域図作成	一式
治水経済調査	一式

2. 履行場所

札幌市北区新琴似町付近（別添位置図のとおり）

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月24日までとする。

4. 仕様書等

契約約款および本仕様書に記載されていない事項については、以下の仕様書等に準じるほか、担当職員の指示によること。

- ① 札幌市土木設計業務共通仕様書
- ② 札幌市公共測量仕様書
- ③ 特記仕様書
- ④ 治水経済調査マニュアル（案）（令和7年7月 国土交通省 水管理・国土保全局）
- ⑤ この他、本役務に必要な要綱、基準等（業務主任の指示による）

5. 提出書類

受託者は、契約締結後に、以下の関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

- ① 業務着手届
- ② 主任技術者等指定通知書
- ③ 業務日程表
- ④ 業務計画書

6. 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに完了届を2部提出するものとする。

7. 納入成果品

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 報告書 | 製本：1部 |
| ② 電子データ（報告書・写真等） | CDもしくはDVD：1部 |
| ③ その他担当職員が必要とするもの | 一式 |

準用河川新川西川河道計画補足検討業務 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は準用河川新川西川について、過年度の高水流出解析結果を基に、計画高水位、法線、川幅、縦横断形等の河道計画の検討を行うものである。

また、河川整備に係る経済効果を把握するため、新たな河道計画を元に治水経済調査を併せて行うものである。

2 業務の概要

- ・測量業務 一式
- ・河道計画 一式
- ・洪水浸水想定区域図作成 一式
- ・治水経済調査 一式

3 履行場所(詳細は別紙位置図のとおり)

札幌市北区新琴似町付近

4 仕様書等

契約約款および本仕様書に記載されていない事項については、以下の仕様書等に準じるほか、担当職員の指示によること。

- ・札幌市土木設計業務共通仕様書
- ・札幌市公共測量仕様書
- ・特記仕様書
- ・治水経済調査マニュアル(案) (令和7年7月 国土交通省 水管理・国土保全局)
- ・その他、本業務に必要な要綱、基準等(業務主任の指示による)

5 貸与資料

委託者より貸与する予定の資料は以下のとおり。

- ・新川西川改修工事 全体計画設計図書(R元年度 作成)
- ・旧発寒川支川排水河道計画検討業務報告書(H30年度 作成)
- ・準用河川新川西川護岸実施設計報告書(R3年度、R7年度 作成)
- ・その他既往の河川計画資料
- ・地下埋設物等に係る資料(北海道ガス、北海道電力等)
- ・地質調査資料(ボーリング位置図、調査結果等)

6 提出書類

受託者は、契約締結後に、以下の関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

- ・業務着手届
- ・主任技術者等指定通知書
- ・業務日程表
- ・業務計画書

7 TECRIS登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に、業務実績情報を「登録のための確認のお願い」により担当職員の確認(署名・年月日記入)を受けた上、受注時は契約締結後、10日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更(「履行期間」「技術者(主任設計者、照査技術者等)」の変更)時は変更があった日から、10日(休日等を除く)以内に、完了時は完了検査合格後、10日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。

「登録のための確認のお願い」については、担当職員が署名・年月日記入した原本を受託者が保管し、複製を委託者が保管するものとする。

また、登録が完了した際には、登録機関発行の「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに担当職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が10日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

8 主任技術者等

本業務の実施に当たり、受託者は以下の主任技術者等を定め、委託者に通知しなければならない。

なお、照査技術者以外は、一人で複数兼ねることができる。

(1)主任設計者

主任設計者は、契約図書に基づき設計業務に関する技術上の管理を行なうものとする。

主任設計者は、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する技術部門に属する選択科目)又は業務に該当する技術部門)、シビルコンサルティングマネジャー(以下「RCCM」という。)、土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者)等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

この他の詳細については、札幌市土木設計業務共通仕様書によるものとする。

(2)主任技術者(測量)

主任技術者(測量)は、契約図書に基づき測量業務に関する技術上の管理を行なうものとする。

主任技術者(測量)は、測量法に基づく測量士の資格保有者でなければならない。

この他の詳細については、札幌市公共測量仕様書によるものとする。

9 業務打合せ

打合せ回数は、①業務着手時、②中間時、③成果品納入時とし、主任技術者が立ち会うこと。中間打合せ回数は3回とする。

10 業務内容

(1) 測量業務

河川の縦断及び横断形を検討するために路線測量を実施する。

また、河道計画に必要な用地の範囲を確認するために用地測量も併せて行う

	項目	条件	数量	単位
基準点測量	3級基準点測量	永久標識設置無 伐採無 平地 耕地	2	点
	4級基準点測量	伐採無 平地 耕地	12	点
路線測量	作業計画	—	1	業務
	中心線測量	平地 耕地 0～1000台未満/12時間 曲線数0 測点間隔20m	0.58	km
	仮BM設置測量	平地 耕地 0～1000台未満/12時間	0.9	km
	縦断測量	平地 耕地 0～1000台未満/12時間	0.58	km
	横断測量	平地 耕地 0～1000台未満/12時間 曲線数0 測量幅45m未満 測点間隔20m	0.58	km
用地測量	地積測量図転写	耕地・森林 36～40筆 閲覧料有	1.73	ha
	公図等転写連続図 作成	—	1.73	ha
	用地平面図作成	耕地・森林 36筆以上 1/500	1.73	ha

(2)河道計画

測量成果を元に効率的・効果的な河道計画を策定する。

1. 計画準備

業務に必要な資料収集および整理取りまとめを行い、業務実施の準備を行う。

2. 現地調査

既往業務成果を基に現地調査を行い、背後地の土地利用状況や現況施設の状況、河川状況、近接構造物、法線設定のコントロールポイントなどについて現地状況を把握する。

3. 計画平面形状の検討、計画高水水位、計画縦断形、横断形の検討

過年度の現況河道解析結果や本川の整備状況および交差する道路にガス幹線が埋設されている状況を踏まえ、今後の維持管理や近年の浸水被害の発生状況を加味して、適切な

整備方針を検討する。

4. 計画施設などの水理検討

整備方針に合わせて必要となる計画施設について、水理検討を行い施設規模や設置位置を検討する。

なお、計画施設として、導水路の整備及び遊水地等の貯留施設等を想定している。

5. 全体計画の事業費・数量の算出

河道整備の方針案について、概算の全体事業費・数量の算出を行う。

6. 報告書の作成

検討結果を用いて、各段階で作成された成果をもとに、業務の方法・過程・結論について報告書を作成する。

(3)洪水浸水想定区域図作成

治水経済調査の便益算出に必要となる浸水想定区域図（どの範囲にどの程度浸水するか）を下表のとおり作成する。

No	工種	種別	条件
1	河道データの作成	-	氾濫計算河道延長 4 km未満
2	氾濫原データの作成	-	想定氾濫面積10 k m ² 未満
3	対象流量の算出	-	対象河川数 1～2
4	氾濫計算 (拡散型二次元不定流)	-	氾濫計算河道延長 4 km未満
5	洪水浸水想定区域図作成	-	想定氾濫面積10 k m ² 未満

(4)治水経済調査

河川整備に係る経済効果を把握するため、下表のとおり治水経済調査を実施する。

No	工種	種別	条件
1	計画準備	-	氾濫面積 0～1 k m ² 未満
2	現地調査	-	氾濫面積 0～1 k m ² 未満
3	氾濫区域内資産調査	-	氾濫面積 0～1 k m ² 未満
4	治水経済効果の検討	-	氾濫面積 0～1 k m ² 未満
5	報告書の作成	-	氾濫面積 0～1 k m ² 未満

11 納入成果品

成果を取りまとめ、製本1部・電子データ1部を提出すること※。

(※) 電子媒体による成果品の納入について

- ・受注者において、必要なハード及びソフト環境の整備が可能な場合に適用する。
- ・図面をC A Dで作成した場合は担当職員と協議の上、図面と併せて電子媒体(C D-Rなど)によるものも納入すること。
- ・使用ソフトは受注者が使用しているソフトとするが、データの出力は広く一般に使用されている形式(拡張子dwg、dxf、pdfなど)で行なうこと。
- ・電子媒体提出前に、最新ソフトでのウィルスチェックを行ない、納品する媒体のラベルに「使用したウィルス対策ソフト名」「ウィルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」を記載すること。

12 著作権の譲渡等

- ・受注者は、成果品が著作権法に該当する場合には、該当著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者へ無償で譲渡するものとする。
- ・発注者は、成果品が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- ・受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときには、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者に承諾なく自由に改変することができる。
- ・受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。

13 環境配慮

本業務においては本市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

- 1 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- 2 ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- 3 両面コピーの徹底等、紙の使用量を減らすよう努めること。
- 4 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- 5 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- 6 本業務の従事者に対して、札幌市環境方針への理解を求めること。

14 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」による。

業務着手届

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住所)
受託者
(氏名)

下記業務（役務）は 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

様式5 主任技術者等指定通知書（役務用）

主任技術者等指定通知書 年 月 日		
札幌市長 秋元 克広 様 受託者 （住所） （氏名）		
役務番号	役務の名称	
上記業務（役務）に係る主任技術者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。		
区 分	氏 名	備 考

- ・ 「区分」欄には、業務内容に応じ「主任技術者」、「主任設計者」、「照査技術者」等と、それぞれ記載すること。
- ・ 共同企業体の場合は、各技術者等の所属会社名を「備考」欄に記載すること。
- ・ 技術者等と請負人との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

(別紙) 技術者経歴書 (役務用)

※ 主任技術者 主任設計者 主任監理者 経歴書 設備資格者 照査技術者				
現住所				
氏名		生年月日	年 月 日	
最終学歴	卒業年月	学校名	専攻学科	
	年 月			
職歴	年 月	入社 (年 月退職)		
	年 月	入社		
技術資格	年 月		取得No	
	年 月		取得No	
主要業務経歴	業 務 名		受託金額 (千円)	履行期間
	直前1年分			年 月 年 月
				年 月 年 月
	直前2年分			年 月 年 月
				年 月 年 月

注1) ※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。

注2) 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。

業 務 日 程 表						
年 月 日						
札幌市長 秋元 克広 様						
(住 所)						
受託者						
(氏 名)						
下記業務（役務）について、別紙日程をもって履行します。						
記						
1	役務番号	第	号			
2	役務の名称					
3	履行期間	着 手	令和	年	月	日
		完 了	令和	年	月	日

日 程 表 (別紙)

[illegible]

【標準様式 3】

個人情報取扱状況報告書（下水道河川局用）

（役務番号）役務名称	（ 号）
------------	-----------

令和 年 月 日

札幌市長 秋 元 克 広 様

（住 所）

（申請者）（商号又は名称）

（代表者 職・氏名）

下記のとおり、個人情報の取扱いに関する特記事項（下水道河川局用）第3条第6項・第7項、第14条第3項の規定に基づき報告します。【該当事項：☑】

記

1 特記事項第3条第6項、第14条第3項に基づく報告（※変更後の体制は下表のとおり）

区 分		役 職 等	氏 名	個人情報の取扱いに関する研修等の実施状況	秘 密 の 保 持 に 関 する 誓 約
☐管理責任者の変更	変更前			☐受講済み ☐受講予定	☐誓約しています。
	変更後			☐受講済み ☐受講予定	☐誓約しています。
☐個人情報取扱者の変更	変更前			☐受講済み ☐受講予定	☐誓約しています。
	変更後			☐受講済み ☐受講予定	☐誓約しています。
☐連絡責任者の変更	変更前			※個人情報漏えい等の事故発生時の委託者への連絡責任者	
	変更後				

2 特記事項第3条第6項に基づく報告（※変更後の場所は下記のとおり）

区 分	変更後の作業場所（住所等）	変更理由
☐個人情報を取り扱う場所の変更	☐社屋内事務室 ☐現場（屋外）	
	☐業務履行場所（ ）	
	☐その他（ ）	
☐個人情報を保管する場所の変更	☐社屋内事務室	
	☐その他（ ）	

3 特記事項第3条第7項に基づく報告

区 分	項目	変更後の内容
☐受託者の都合による変更 ☐委託者からの改善指示による是正 ☐その他	☐基本方針の策定等 ☐組織的安全管理措置 ☐人的安全管理措置 ☐物理的安全管理措置 ☐技術的安全管理措置 ☐その他	